

越前市 公園施設長寿命化計画

平成 27 年 10 月

福井県越前市建設部都市計画課

1. 都市公園整備状況

(平成27年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
92	144.56ha	17.26m ² /人

2. 計画期間 [平成27年度～平成36年度(10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
				2								2

②選定理由

対象公園は、規模の大きい施設を有する運動公園を対象とする。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
				68		1

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1			70

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設(建築物、遊具施設、公園施設等)を対象に、都市計画課による維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を行っている。

遊具施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2008」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

この定期点検、日常点検により危険個所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

③選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が約4割を占め、10年後には約7割に達する見込みである。これまでに公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきており、今後は財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入する予定である。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は平成26年9月に実施した。

1. 一般施設

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は遊具、建築、橋梁を除く63施設のうち予防保全型管理および予防保全型管理の候補としたに22施設について実施した。

- ・運動施設(22)：A判定：5施設、B判定：9施設
C判定：7施設、D判定：1施設

2. 建築

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」に則り、7施設に対して点検を行った。

- ・管理施設(1)：D判定：1施設
- ・便益施設(1)：D判定：1施設
- ・運動施設(5)：A判定：1施設、B判定：1施設
C判定：2施設、D判定：1施設

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検は、都市計画課により随時実施し、公園施設の機能保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、都市計画課によるもののほか、地域住民や各種団体等による美化運動の活用を推進する

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・長寿命化計画対象施設については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を把握するとともに、公園施設長寿命化計画の補正を行う。
- ・陸上競技場の運動施設については、5年に1度の公認検定を行うとともに、劣化部分の補修や競技規則の変更による施設の改修を行い、陸上競技場としての機能を維持する。
- ・100 m²を超える特殊建築物については、法に定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として利用する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・事後保全型に類型した施設については、健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は9940千円である。

公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）

公園施設種類	公園施設名	設置公園数	主な公園施設の現況写真	
管理施設	庭球場 管理棟	1		
便益施設	庭球場 公衆便所	1		
運動施設	テニスコート	15		
	庭球場 観覧席	1		
	体育館	1		
合計		19		

管理施設(管理棟)



便益施設(公衆便所)



運動施設(テニスコート:砂入人工芝)



運動施設(テニスコート:ナイター照明)



運動施設(観覧席)



運動施設(体育館)



※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)
 ※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑り台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)

公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）

公園施設種類	公園施設名	設置公園数	主な公園施設の現況写真	
運動施設	陸上競技場	24	<p>運動施設(陸上競技場:内圍縁石)</p> 	<p>運動施設(陸上競技場:ハンマー投げ)</p> 
	ソフトボール場	24		
	陸上競技場 メインスタンド サブスタンド	1		
	ソフトボール場 ダグアウト 上屋	1		
	ソフトボール場 バック ネット上屋	1		
			<p>運動施設(ソフトボール場:グラウンド)</p> 	<p>運動施設(ソフトボール場:バックネット)</p> 
			<p>運動施設(スタンド)</p> 	<p>運動施設(ダグアウト)</p> 
合 計		51		

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑り台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等